

令和2年度 第1回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日 時： 令和2年6月25日(木) 16:10～17:20
開催方法： Web会議 (Skype for Business)
出席者： 大西委員、有澤委員、秦委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、
丸橋委員(法文学部長)、加藤委員(教育学部長)、村瀬委員(人間科学部長)、
鬼形委員(医学部長)、廣光委員(総合理工学部長)、井藤議長(生物資源科学部長)
欠席者： なし
陪席者： 千家監事、藤田理事、長澤理事、総務部長、総務課長、総務課係長

冒頭、学長選考会議委員の紹介があった後、委員の互選により、井藤委員が議長に選出された。

議 題

1. 令和2年度学長選考会議の審議スケジュールについて

議長から、資料に基づき令和2年度における学長選考会議の審議スケジュールについて説明があった。

委員から、審議スケジュールの中に再任審査スケジュールがあるが、次の議題で現行規則の選考について審議しておく必要があると考えるので、議題2の結論を待って行うのがよいのではないかとの意見があった。

議長から、規則の解釈については前回の会議で議論し、現学長が再任の意思を示せば今年度は再任審査を実施することが議決されたと説明があった。

委員から、今年度は2期6年目であり、学長選考等規則の第8条から第11条の選考が適用されると読めるため、今回再任審査を実施するには、これまでの合意内容に沿って規則を改正する必要があるとの意見があった。

審議の結果、スケジュールについては、議題2の審議を踏まえて議決することとした。

2. 学長選考等規則の確認について

議長から、資料に基づき学長選考等規則の任期の考え方、委員からの意見及びその対応案について説明があった。また、前回の会議では、規則の解釈について議論し、令和2年度に再任審査を行うことを議決したが、その時点で規則改正までは必要なく、将来的には解釈に誤解の無いよう改正を行うことが確認されていると説明があった。これを踏まえ、今年度の学長選考(再任審査)をこのまま進めてよいか提案があった。

委員から次の通り意見があった。

- ・今年度は現学長の2期6年目であり、その場合には学長選考等規則の第8条から第11条の選考が適用されると読める。これまでの学長選考会議の合意を踏まえて、今年度再任審査を実施するためには、合意内容に沿った規則に改正したうえで再任審査を行うべきである。

- ・将来にわたって、再任審査と意向調査を伴う選考が繰り返されるのか、それとも2期目だけ再任審査が行われて3期目以降は3年毎に意向調査を伴う選考を行うのか、3期目以降はすべて再任審査を行うのか議論すべきである。

委員から、平成28年度に合意した内容は2期6年をワンセットとして3年目に再任審査、6年目に意向調査を伴う選考を行うというものであったと発言があった。

審議の結果、今年度の学長選考後の任期の考え方については改めて審議することとし、今年度実施の選考（再任審査）への対応としては、学長選考等規則を次の通り一部改正することが議決された。

また、議題1の審議スケジュールについても原案通り議決された。

(第12条第2項関係)

第8条から第11条までの規定による学長選考を行う場合を、「学長の任期が2期6年を満了する場合」から「再任審査により選考された学長の任期が満了する場合」に改める。

3. 学長選考（再任審査）基準（案）について

井藤議長から、資料により説明があり、次回の会議で審議することが確認された。

4. 業績評価の実施方法について

議長から、資料により説明があり、次回の会議で審議することが確認された。

5. 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について

議長から、資料により説明があり、次回以降の会議で審議することが確認された。

委員から、大学総括理事を置くことについて島根大学はどう考えているのか質問があったのに対し、陪席者より、国立大学法人が2以上の国立大学を設置する場合は前提であるが、管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には1法人1大学においても置くことができると説明があった。